

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年5月25日（金） 15時15分から書類審査
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地証明願の審議について |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条の1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
6. 農地法第18条第6項の処理について
7. 農地改良届について
8. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 17名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 12番 板東 美佐緒
- 13番 高畠 元治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 16番 浦川 昌夫
- 17番 野口 芳久

平成30年5月25日 15時15分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長

ただ今から、平成30年5月徳島市農業委員会総会一農地関係を開会いたします。本日の総会は、農業委員全員の参加により、会議が成立しております。それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。この申請は、既に3月総会で第1号議案の4番として許可されたものを、一度取消し、再度、3条許可申請するものです。取消の理由は、贈与による所有権移転で申請すべきところ、誤って売買による所有権移転で許可をとったため、他の申請内容は以前と同じになります。譲受人の耕作面積は許可後、52aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、131aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、113aに至るもので、譲受人は許可後、ホウレン草の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、339aに至るもので、譲受人は許可後、甘藷の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小の為、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、156aに至るもので、譲受人は許可後、甘藷の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小の為、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、304aに至るもので、譲受人は許可後、季節野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小の為、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、204aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田1, 783㎡、畑8, 559㎡で、合計10, 342㎡となります。

ご審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。議案書2ページをお開きください。まず、申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、太陽光発電設備用地に転用するものです。立地基準については、南井上小学校から東へ10mほどの、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、良好な日当たりも確保でき、効率的に発電が可能であることから、この地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル200枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,600万円全額を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は以上1件で、田が857㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地857㎡です。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発

電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル240枚、出力70.80kW規模のもので、事業費総額800万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番から4番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この3件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土木、建築工事業等を営んでおり、事業拡大に伴う新規資材置場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、出力81.00kW規模のもので、事業費総額1,300万円、全額を借入資金とする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天車両展示場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、隣接地で自動車販売業等を営んでおり、事業拡大に伴い新たに車両展示場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月16日に川内地区の委員さん5名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

7番と8番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準については、譲受人は、自動車の整備及び販売業等を営んでおり、事業拡大に伴う新規駐車場を探していたところ所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、優良農地の転用案件で、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月16日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、ボーリング工事業等を営んでおり、事業拡大に伴い、現在の資材置場は満杯で、新たに資材置場が必要となり、利便性もいいこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに造成済で今後は農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

10番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、隣地の認定こども園の駐車場が新たに始まる園庭工事のため工事期間中、使用できなくなるので、探していたところ、利便性もいいこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、

隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、10件で、田5, 135㎡、畑2, 027㎡で、計7, 162㎡。

転用目的の内訳は、駐車場・資材置場用地3, 693㎡、その他施設用地3, 469㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、6番案件と7番、8番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員

今月16日の午前10時00分から6番案件及び7番と8番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

6番の案件の参加者は植田委員さん、市岡委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名と、転用者側1名、事務局2名の8名です。場所は、国道11号線と東環状線の交差点の南西に位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権の設定をして販売車両の展示場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているということです。土地の造成については、道路高まで山土で盛土して整地し、アスファルト舗装をして隣接地で営業している自動車販売業の車両展示場に転用する計画です。排水についてですが、雨水のみで北側の県道の歩道にある既存の水路に排水することです。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区、吉野川土地改良区より、同意を得ております。

続いて7番と8番の案件についてです。参加者は植田委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名と、転用者側2名、事務局2名の8名です。場所は、新加賀須野橋から南西へ約1kmに位置する農地で、このあたりは、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天駐車場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているということです。土地の造成については、道路高まで盛土して整地し、業務拡張に伴って駐車場が不足し、適地をさがしていたところ、話がまとまったということです。排水についてですが、雨水のみで地下浸透になりますが、処理しきれない分は、市道側に傾斜をつけ、既存の水路に排水することです。隣接農地には影響が出ないよう対策することです。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から6番案件と、9番、10番案件を議案書のとおり許可すること、7番と8番案件につきましては、許可相当として議案書のとおり県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

- 議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から6番案件と、9番、10番案件を議案書のとおり許可すること、7番と8番案件につきましては、許可相当として議案書のとおり県に諮問することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第4号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。
議案書5ページをお開きください。
申請について所定の添付書類は整っております。
1番の申請地は、申請人が昭和54年に土地を取得し、平成8年頃にコンクリートで埋め立てられており、申請者が代表取締役を務める、だいまつ建設株式会社徳島作業所用地の一部として、現在も資材置場及び駐車場の目的で利用されている状態です。非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
第4号議案は以上1件で、対象地は田208㎡です。
ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。
第4号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。第5号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員に、ご退席をお願いいたします。
なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。
議案書6ページをお開きください。
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。
利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。
今月は新規設定が15件、再設定が5件で合計20件となっており、そのうち、賃借権が14件、使用貸借権が6件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～4番が多家良地区・8筆・4件、5番～10番が勝占地区・19筆・6件、11番が上八万地区・1筆・1件、12番～14番が不動地区・3筆・3件、15番が川内地区・1筆・1件、16番～19番が国府地区・6筆・4件、20番が南井上地区・1筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田23筆18,833㎡、畑16筆18,588㎡の合計39筆37,421㎡となります。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項について説明します。

議案書9ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。10ページに渡る、8件、受理しました。

11ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件、交付しました。

12ページをご覧ください。

3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件、受理しました。

13ページをお開きください。

4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。2件、受理しました。

14ページをご覧ください。

5番は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出についてです。16ページに渡り14件、受理しました。

17ページをお開きください。

6番は、農地法第18条第6号の処理についてです。7件、受理しました。

18ページをご覧ください。

7番は、農地改良届についてです。1件、受理しました。

19ページをお開きください。

8番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件、受理しました。

20ページをご覧ください。

9番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。報告事項についての説明は以上です。

議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成30年5月徳島市農業委員会総会一農地関係を閉会いたします。

次回は6月28日（木）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いします。

ありがとうございました。

(16時10分)